

第12回制度設計・監視専門会合

日時：令和7年8月29日(金) 15:00～16:03

※オンラインにて開催

出席者： 武田座長、松村委員、熱海専門委員、安藤専門委員、草薙専門委員、原専門委員、松田専門委員、山口専門委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田上総務課長 定刻となりましたので、ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会第12回制度設計・監視専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、岩船委員、大橋委員、山内委員は御欠席の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 こんにちは。きょうもよろしくお願いいたします。

本日の議題でございますけれども、議事次第に記載した3つとなっております。

それでは、早速1つ目から入りたいと思います。議題の1つ目は需給調整市場の運用等についてとなっております。黒田課長より資料3に基づき御説明いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。需給調整市場の運用等についてということでございます。

2ページ、大きく3つのパートがございます。1つ目が8月中旬までの需給調整市場の動きについて、2点目がB種電源協議について、3点目が東京エリアにおける揚水随意契約についてということで、順に説明させていただければと思います。

まず3ページ、市場の動向で前日取引、三次②の動きでございます。7月の平均約定単価につきましては、北海道及び九州エリアを除いて、多くのエリアで1円未満となったということでございます。最高約定単価は東京・中部エリアで200円、東北エリアで195円と

なっておりましたが、北陸・九州エリアにつきましては前月と比較して低下したといった動きとなっております。

続きまして、6 ページ、週間取引の動きでございます。こちらにつきましては、北海道・関西エリアでは、7 月19日から揚水発電の随意契約が開始されたということ、また、全てのエリアで市場外調整力として自然体余力の控除が開始されたこともありまして、東京・中部・四国以外のエリアでは7月の約定量が減少したということでございます。

一方で、7月の平均約定単価につきましては、前月との比較では全てのエリアで上昇ということでございますけれども、こちらにつきましてはスポット価格の上昇等によるものと考えてございます。

それから、想定費用につきましては、7 月19日から揚水発電の随意契約が開始された北海道・関西エリアでは前月と比べて減少したということでございますけれども、一方で東京エリアでは9エリアの中で最も高く、40億円を超えているということでございました。

最高約定単価につきましては、東北以外のエリアで上限価格となっており、北海道・中国・九州では4月以降、上限価格に張りついている状況ということでございます。

続きまして、9 ページ以降、各エリアの募集量・応札量・調達率の動向ということでございます。

この後御説明いたしますけれども、一次調整力につきましては、北海道エリアに加えて、四国エリアでも応札量が募集量を上回る機会が増加してきたということでございますが、ほかの多くのエリアでは依然として一次調整力の未達が多い状況が続いているということでございます。

複合商品の7月の募集量につきましては、全てのエリアで市場外調整力としての自然体余力の控除が開始される前の募集量よりも減少しているということでございます。

複合商品の調達の状況でございますけれども、先ほども御説明したとおり、北海道・関西エリアでは、7 月19日以降揚水随意契約が開始されているということもあり、応札量が募集量を上回る機会が増加しているということですが、一方で東京エリアでは7月以降も応札量が募集量を下回っている状態が続いており、約定単価や調達費用の動向については引き続き注視が必要ということでありまして、この後東京エリアでの揚水随契についての御説明もさせていただければと思っております。

10ページ以降がエリア別、商品別の募集量、応札量、調達率の動向ということでございまして、10ページ、北海道は一番下の複合で見ていただくと、7月の中旬以降、オレンジ

の応札量が青の募集量を上回るような状況が多くなっているということでございます。

一方で、12ページ、東京エリアを見ていただくと、やはり一次、二次①の調達率が低いということもございますし、一番下の複合商品についても青のほうはオレンジよりも上に来ているということで、応札量が募集量に届いていないという状態が継続してきているということでございます。

それから、15ページの関西も先ほど御説明したとおり、特に7月中旬以降はオレンジのほう青よりも安定的に上に来ている状況が見て取れるということでございます。

それから、19ページが余力活用契約に基づく起動指令の動向と、20ページが起動費等・経済差し替えに伴う事後精算の情報も載せさせていただいております。

以上が市場の動向でございます。

次に21ページ以降はB種電源協議についてということでございますが、今年度入って以降、協議が整ったものから順に御報告させていただいているということでございまして、今回は協議が整った1社1件について御報告ということでございます。

24ページでございますけれども、一定額の算定諸元の確認についてということで、まず固定費につきましては内訳として、人件費、運転業務委託・メンテナンス費、減価償却費等の項目で構成されており、適切に期間案分されている、また事業報酬が含まれていないということを確認してございます。

それから、他市場収益についても容量収入、調整力kWh収益であるということで、他市場で発生するマイナス収益（損失）は固定費に足し戻していないことも確認してございます。

25ページの ΔkW の想定約定量については、計画された作業停止期間等を考慮した上で、商品ごとに応札量をシミュレーションし、過去実績から想定した約定率を乗じて算定ということ。

それから、所有する他電源等に関する確認についても、重複計上やB種電源に固定費を過大に算入する等の行為はなかったということを確認してございます。

26ページの協議事項等についてということで、一定額が1.64円/ $\Delta kW \cdot 30$ 分を超えるものについては、より厳正に個別精査を行っておりますけれども、不適切と見受けられる点はなかったということ。

それから、後段のぼつに書いてある協議事項についても対応する方向であるということを確認しているということでございまして、28ページ、まとめのところでございますけれ

ども、今回、協議が整ったB種電源1社1件について確認を行いました。確認の過程において、固定費の回収対象となる期間が適切であること、それから算定諸元も含めて制度設計の趣旨に反した事実は見受けられず、今回申請のあった事業者からのB種電源1社1件については、監視等委員会事務局で確認した値を一定額とさせていただいているということでございます。

また、今後も協議が整い次第、本会合において御報告させていただければと考えてございます。

最後、29ページ以降、3点目の東京エリアにおける揚水随意契約についてということでございまして、30ページ、これまでの揚水随意契約の状況ということでございますが、そちらで書いてあるとおり、中部エリア、東北エリア、それから関西エリア、北海道エリアの4エリアで揚水随意契約を御議論いただきまして、実際に実施されてきているということでございます。

今回、東京エリアの2025年度の揚水随意契約に関して、東京電力パワーグリッドから相談があったため、内容について確認を行っているということでございます。

31ページの調整力確保の必要性ということでございますけれども、先ほど市場の動向のパートでも御説明させていただいたとおりでございますが、東京エリアにおいては、2024年の全商品取引開始以降、特に一次調整力及び二次調整力①の応札がほとんどない状態であったということであり、これまでも発電事業者と小売事業者の相対契約や起動費の事後精算の運用の見直しによって週間取引の応札拡大に向けた取組を進めてきているということでございます。これにより東京エリアでは今年1月以降応札が出てきたところであるのですが、依然として他エリアと比較しても調達率が低い状況にあるということです。

特に、一次調整力及び二次調整力①の調達率については、2024年度から今年6月までの平均でも1割にも満たない低水準であるということで、未達分は余力活用電源により確保している状況ということでございます。

また、週間商品（複合商品）の約定単価については、2024年度から今年6月までの平均で4.39円/ΔkW・hとなっておりまして、レベニューキャップ申請単価の2.19円を上回る状況が継続しているということでございます。

32ページは、東京電力パワーグリッドから相談があった契約内容（案）ということになっておりますが、契約容量として最大60万kW（B S機能契約のある揚水発電機2台）ということでございます。

契約の額については、T S Oへの揚水機貸与に伴い発生するJ E P X・E P R X市場取引を基準としたB Gの逸失利益相当額を事後的に精算するという事で、全体としてレベニューキャップ申請単価である2.19円を下回る単価で契約予定ということでございます。

需給調整市場の調達としては、こういった週間商品の募集量から、随契により確保した Δ kW分を商品ごとに控除するという事で、複合商品基準で3割程度の控除が見込まれるということでございます。

こちらについての事務局の評価でございますけれども、まず必要性については、先ほど御説明したとおり、揚水発電が一次調整力、二次調整力①といった高速商品の利活用が期待されているものの、東京エリアでは高速商品導入当初より低い調達率が継続しているということ。

こうした中で、一般送配電事業者が必要な調整力の一部として揚水発電機を需給調整市場とは別に随意契約で予約確保するという事については、安定的な需給運用の観点から一定の意義があると考えられるということでございます。

それから、電源等の参加機会の確保、コストの適切性・透明性についてですけれども、1つ目のぽつで書いてありますとおり、現状の東京エリアでは、高速商品の調達率が1割もないということで、随意契約による調達量は、複合商品基準で全体の募集量の3割程度ということで、市場募集量の上限にも達していないということから、揚水随意契約後も電源等の参加機会は一定程度保たれていると考えられるということ。

それから、随意契約する揚水発電機の Δ kW価格は全体としてレベニューキャップ申請単価以下で契約予定であることから、コストの適切性についても一定程度保たれると考えております。

以上を踏まえまして、東京エリアの揚水随意契約については、必要性、コストの適切性・透明性の観点から有用であり、電源等の参加機会も一定程度保たれていると考えられることから認めることとしたいということでございまして、引き続き監視等委員会事務局において、契約価格及び相対交渉の内容、事後精算の額等について厳正な事後監視を行い、本会合で報告することとしたいと考えてございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございました。需給調整市場の動向、B種電源協議、東京エリアにおける随意契約に係る事務局評価の3点について御報告いただきました。以上を基に御議論いただければと思います。

ただいまの御説明につきまして御質問、御発言の御希望がありましたら、これまでどおりチャット欄にてお知らせいただければと思います。それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。丁寧な御説明に感謝いたします。事務局の考え方に異存ございません。

私は1点、東京エリアにおける揚水随意契約について申し述べたいと思います。今回の東京電力P Gの揚水随意契約の申請も、これまで見てまいりましたような随意契約の横展開の一環かなと考えました。特に中部電力のそれと類似していると理解いたしました。その方向性を取ることの意義は確認済みと言えらると思います。

私は1点だけ、東京エリアの揚水随意契約について、今回の資料の中でレベニューキャップ申請単価という記載が幾つか見られましたので、この点についてコメントさせていただきます。

分かりやすいところでは、31ページのリード文の3つ目のぼつに記載されておりますとおり、週間商品の約定価格4.39円/ΔkW・hということで、これがレベニューキャップ申請単価2.19円ΔkW・hを上回る状況が継続していることなどが揚水との随意契約の締結の妥当性を根拠づけるものになっていると理解しています。

そして、32ページでも示唆されておりますように、これによりまして大幅な価格高騰は避けられる可能性が高まるということであろうと思われまます一方で、レベニューキャップの申請単価そのものは、各社間のばらつきも認められ、自動的に決まる部分もあるとはいえ、そもそも需給調整市場でどの電源が約定することを前提に申請単価が設定されたのかということも判然としない状況があれば、単純に約定単価が申請単価を上回っているという事象を最も有力な判断材料にすることが常に適切なのかという思いもあるところでございます。

レベニューキャップの制度の扱いにつきましては、別の審議会のマターにはなりますけれども、2024年度分の期中評価が今後実施されると認識しております。期中評価に当たっては、募集量の削減など足元の需給調整市場の状況等を適切に折り込んでいただいた上で、各社の申請単価のレビューを行うことが、今後の需給調整市場の在り方や中長期的な調整力の確保に向けた検討のヒントになる可能性もあると思いますので、御対応いただけるとありがたいと思います。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、続きまして原委員、よろしくお願いいたします。

○原委員 原でございます。御報告、御説明をありがとうございました。

項目1の中のエリアごとの動向につきましてコメントさせていただきます。東京エリアは応札が少ないということでした。結局、必要な調整力確保のためには、高い価格で約定するということが続きますと国民負担の増大につながりますので、そこが大変懸念しているところです。

次の議題のブラックスタート機能の調達のところで、中部エリアがやはり未調達があり、随意契約をとということでした。こちらも同様ですし、また項目3では東京エリアの調整力確保のためには、やはり揚水発電の随意契約もやむなしということだったと思うのですが、揚水発電については価格を予見するのが難しいと聞いております。こちらの適正な価格、また透明性の確保に向けて厳正な監視をお願いしたいと思います。

また、需給調整市場全体の今後の動向につきましては、別途同時市場の検討も進んでおりますけれども、注意深く見ていただければと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 松村です。事務局の整理も提案も全て合理的だと思います。適切な整理とある種の監視をしていただけて感謝いたします。

それで、今後についてぜひ確認していただきたいことがあるのですが、先ほどの説明でも自然体余力の控除が始まったという御説明があり、その結果どういうことが起こっているのかということをお説明いただきました。さらに今回に限らずいろいろな形で控除することをして、不合理な調達にならないように工夫が繰り返されてきたと思います。

これは、ある意味でより低コストのオルタナティブがあるのに無理に高く取らないというのが第一義ではあるのですが、ちゃんと市場を競争的にして、ばかみたいに高い価格で入れれば、当然に約定しないというまともな市場にしていくということも大きな目的の1つだと思います。

それで自然に需給が逼迫したり、スポットのマーケットの価格が上がるということがあれば価格は上がるわけですが、ある意味で自然に競争メカニズムが働いた結果として、約定するであろう価格に持っていくというのが1つの目的だったと思います。

控除したということが仮にあったとして、もし仮に売り札が控除した量に合わせて減る

ということがあれば、元のもくあみになってしまいます。つまり、目的が全然達成できない可能性も出てきます。もちろん売り札が減るということ自体はそれほど不自然なことではなく、控除量が増えた結果として、約定価格が下がるだろうと予想し、自分たちのような高コストではとても落札できないと思ったら、最初から諦めて出さないというのは望ましいというのは、私たちにとってうれしい行為ではないけれども、企業の行動としてとても自然な行動だと思います。

ところが、控除された後でも今までどおり入れていけば、当然に約定した、あるいは約定する可能性が極めて高い電源も含めて、売り札が引っ込んでしまうということになったとすると、ある種の操作が行われているのではないかということを疑わせる1つの事例になると思います。

それだけで直ちに何か違法な行為をしているということは決して言えないのですが、そのような行為が横行する市場かどうかというのは、とても重要な情報になると思います。今後の市場設計を考えても、先ほど原委員からも今後の調整力市場ということがありましたが、その観点からもある種の改革をするときに、妙ちきりんな行動を取る事業者がいない市場を前提とするのか、そういう人たちが満ちている市場を前提とするのかによって、おのずから望ましい市場の在り方は変わってくると思いますし、今後いろいろな義務づけを議論するときにも重要になってくると思います。

さらに今後ある種の義務づけ、今の市場では荒唐無稽だと思いますが、今後ある種の義務づけが浮上してくるときに、事業者は現時点ではみんなそろって猛反対ですが、そんな妙ちきりんな行動を取っている事業者が反対しているということだと恐らく説得力がなくなるということだと思いますので、どのようなことが起こっているのかということは確認していただければと思います。

しつこく繰り返して申し訳ないですが、控除量を増やしたのにもかかわらず価格が上がってしまったということが仮にあったとしても、それは需給の逼迫だとかスポット市場の価格上昇という原因があり得るので、それ自身がおかしなことだというわけではなく、今まで控除される前に出ていた売り札が引っ込んでしまったという変なことではないですよ。特に低コストの電源でそういうことをしている例はないですよということはずいぶん確認し、なかったという報告をお願いします。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からコメント等あればよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 委員の皆様、コメントいただきましてありがとうございます。
た。

まず、草薙委員から頂きましたコメントについてですけれども、レベニューキャップ申請単価と揚水随契単価の比較という点についてでございますが、レベニューキャップ単価につきましては、レベニューキャップの審査の際に各エリアの調整力だったり電源の動向を踏まえながら、各エリアそれぞれで設定してきているということでございまして、その意味では単価に差異があるというのはおっしゃるとおりでございます。

御指摘いただいたとおり、別の料金制度専門会合で今期中評価を進めておりまして、24年度の評価も今まさに始めているところでございますので、その中で需給調整費用の動向も見ていくということになると思いますし、その中でおっしゃっていただいたように需給調整市場はいろいろな動きもありますので、そういった動きも踏まえてどうなっているかといったレビューはしっかりと対応していきたいと思っております。

それから、原委員から御指摘いただいた需給調整市場、透明性が高く実施されているかどうか、引き続き見ていくということはおっしゃるとおりだと思っております。今回揚水随契の話もさせていただいておりますけれども、こういった取組をすることで、9ページで示していたような東京エリアにおける募集量と応札量のバランスしていないという状況が一定程度解消される効果があるのではないかと考えておりますけれども、そういった点も含めてどのような効果が出るかというところは確認していきたいと思っております。

それから、松村委員から御指摘いただいた自然体余力だったり揚水随契等による控除が行われることによる応札量の変化という点についてですけれども、おっしゃるとおり我々きちんと事務局として募集量の変動に伴う事業者の行動は注視して監視しているという状況でございまして、一部のエリアで募集量が減ることによって応札量も変動しているという動きもありますが、そういった事業者については都度確認して、実際にどのような考え方で実施しているかという監視も実施しているということでございます。

募集量が減ることによって、応札量を下げる。そのときに例えば安い電源の募集を減らして高い電源を出すということになると、相場操縦に当たる可能性があるということだと思いますので、そういった行動が行われていないかというところは、我々これまでも監視してきているということでありまして、今後も引き続き控除といった動きがある中で、そういった行動が行われなように監視を続けていきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。それでは、本件につきましては事務局の報告内容について御確認いただき、また今後の方針について御了承いただいたと思いますので、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題の2つ目は、2029年度向けブラックスタート機能公募調達結果の事後確認等についてとなっております。引き続き資料4に基づき黒田課長より御説明いただければと思います。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料4、2029年度向けブラックスタート機能公募調達結果の事後確認等についてということで御説明させていただきます。

まず3ページですが、事後確認の状況でございます。2029年度のブラックスタート機能公募については、2025年7月22日に落札案件が決定したということでございまして、公募結果について事後確認を行ったため、その内容について御報告したいということでございます。

4ページが公募結果の概要ということでございまして、北海道から九州までの9エリアの状況をお示ししてございます。

全エリアにおいて応札案件全てが落札ということでございまして、なお、北海道では旧一電以外からの応札・落札がございましたけれども、その他のエリアでは応札・落札は全て旧一電からであったということでございます。

北海道では、前回と比較して平均調達単価及び調達額が大きく上昇しているということでございますが、平均調達単価は中部が最も高く、調達額は東京が最も大きいという状況でございました。

それから、調達未達となった北海道の2系統及び東北の2系統については、これまでの制度設計専門会合において整理されたとおり、随意契約で調達予定ということでございます。

また、今回新たに調達未達となった中部の1系統への対応につきましては、電力広域的運営推進機関にて対策の必要性や手段の有効性等の観点から検討を実施した上で、本会合で御議論いただくこととしたいと考えてございます。

8ページを御覧いただければと思います。こちらでブラックスタート機能公募落札案件の入札価格の考え方についてお示ししております。

下の枠で大きく2つの入札価格の考え方を①、②でお示しさせていただきます。

まず、①でございますけれども、こちらについては、固定費相当額から、他の市場等から得られる期待利潤を控除した額という算定方法となっております。

②につきましては、固定費相当額から、他の市場等から得られる期待利潤を控除した額が0またはブラックスタート特有の機能維持に必要な最低限のコストを下回る場合については、ブラックスタート特有の機能維持に必要な最低限のコストとするということでございまして、箱の一番下に書いてあるとおり、基本的には入札価格の考え方②に沿って入札価格を算定した案件のほうが①の案件よりも安価となるということでございます。

上のぼつに戻っていただいて、3ぼつでございますが、今回落札案件38件ございますけれども、考え方を聴取したところ、20件が以下の入札価格の考え方①で算定されており、残りの18件が②の考え方で算定されているということでございます。

次に11ページを御覧ください。先ほどの入札価格の考え方①の落札案件についてということで、すなわち固定費相当額から期待利潤を控除したものの考え方で算定した20件についての確認の内容でございます。

いずれも固定費相当額は各案件とも実績等を基に見積もられていたということでございまして、また、期待利潤についても、基本的に想定可能な範囲で見積もられ控除されていることを確認してございます。

なお、北海道の平均調達単価及び調達額が前回公募と比較して大幅に上昇しているということでございますけれども、これは一部電源で大規模修繕工事（オーバーホール）を実施したことが主な理由ということを確認してございます。

また、3つ目のぼつでございますけれども、期待利潤のうち一部の事業者は、現在需給調整市場に入札しているものの、将来的な需給調整市場の約定量等が想定困難であるということから、需給調整市場収入を計上せずに、卸市場における収入のみを前提に算定しているという事業者がおります。

一方で、需給調整市場への入札価格は、逸失利益（機会費用）＋一定額であることを踏まえますと、逸失利益相当分は卸市場収入に包含されるところでございまして、このため、今回、需給調整市場への入札を継続する予定であるにもかかわらず、期待利潤に需給調整市場収入を計上していなかった事業者については、契約協議・締結に当たって、需給調整市場収入を考慮した期待利潤の再算定を求めることとしたいと考えております。

また、2030年度向け以降のB S公募についても、監視等委員会事務局において同様の確認を行うこととしたいと考えております。

なお、※2で小さく書いておりますとおり、事業者の入札戦略上、4年後の需給調整市場に応札しない合理的な説明があれば、期待利潤に計上しないことを否定するものではないことと考えてございます。

次に12ページでございますが、入札価格の考え方②の落札案件についてということで、すなわちブラックスタート特有の機能維持に必要なコストに沿って価格を算定した18件についてでございますが、いずれの案件も非常用発電機等の固定費、維持費、訓練費等を計上していたことを確認しております。

なお、前回公募と比較して高値となった案件については、設備の経年劣化によるトラブルを未然に防止する観点から必要となる、細密点検や機器更新等の修繕費の増加が主な要因であったということを確認してございます。

また、13ページでございますけれども、中部エリアのブラックスタート機能調達未達への対応でございます。

こちらにつきまして冒頭で申し上げたとおり、中部エリアの公募のうち、一部系統のB S公募において、ある1系統で応札がなく、調達未達が発生という報告を中部電力パワーグリッドより受けてございます。

応札がなかった理由につきましては、中部電力パワーグリッドから過去の契約事業者に聞き取りを行ったところ、今後もB S公募に応札するためには28年度にB S機能の改修が必要となるが、2030年度以降を対象としたB S公募において、当該系統が募集対象外となった場合に、B S機能設備費用を回収できないため、入札を見送ったということでございます。

中部電力パワーグリッドとしましては、当該系統は引き続きB S機能が必要な位置づけであり、期間的かつ地域的に新規参入を見込むことが困難であることから、B S機能に関する設備費用の回収が見込まれることを前提に、随意契約によりB S機能を調達したいということでしたが、B S関連費用はレベニューキャップ制度の制御不能費用として託送料金に反映されることを踏まえ、本件への対応については、対策の必要性や手段の有効性等の観点から慎重な検討が必要になるのではないかと考えておりました。このため、電力広域的運営推進機関にて対策の必要性や手段の有効性等の観点から検討を実施いただいた上で、本会合で対応について御議論いただくこととしたいと考えてござい

す。

なお、今後、B S機能公募を含む特定地域立地電源公募について類似の事案が発生した際には、同様の対応としたいと考えています。

まとめでございますけれども、2029年度向けB S公募の入札価格は、過去の制度設計専門会合において整理された入札価格の考え方におおむね基づいたものであり、全体として支障なく実施されたことを確認したということでございます。

また、需給調整市場への入札を継続する予定であるにもかかわらず、期待利潤に需給調整市場収入を計上していなかった事業者については、契約協議・締結に当たって、需給調整市場収入を考慮した期待利潤の再算定を求めることとしたい。また、2030年度向け以降のB S公募についても、監視等委員会事務局において同様の確認を行うこととしたいということでございます。

また3点目ですけれども、調達未達となった中部の1系統への対応については、電力広域的運営推進機関にて対策の必要性や手段の有効性等の観点から検討を実施いただいた上で、本会合で議論いただくこととしたいということ。なお、今後、B S機能公募含む特定地域立地電源公募について類似の事案が発生した際には、同様の対応としたいということでございます。

次に、15ページで2030年度向け募集要綱の見直しについてということで1枚スライドをつけさせていただいております。

16ページでございますけれども、一般送配電事業者より、2030年度向けB S公募の募集要綱について、以下のとおり見直しの方向であるという旨の報告をされておまして、こちらの募集要項については、今後、一般送配電事業者が実施する意見募集を踏まえて決定されるということでございます。

具体的には2点ございまして、1点目が評価用入札価格の廃止ということで、29年度向けまでのB S公募については、応札事業者の入札価格から容量市場の想定期待利潤を控除した評価用入札価格を用いておりましたが、容量市場からの想定期待利潤については、容量市場メインオークションの指標価格（Net CONE）を基に機械的に算定できるということでございますので、2030年度向けの公募からは、応札事業者が入札価格を算定する段階で、容量市場からの期待利潤を控除してもらうこととして、評価用入札価格は廃止したいということでございます。

2点目がB S機能に必要な電力（kW）・電力量（kWh）に変更が生じた場合の対応方針の

記載ということで、必要電力、電力量については、系統状況の大幅な変更等によって見直される場合がある。その必要量の見直しが発生した場合に、当該電源が容量市場で約定していた場合は、部分退出によってペナルティが科される可能性があるということでございますが、ただ、この変更要因が全て事前に整理することは困難であるため、実際部分退出が生じた場合には、ペナルティの負担方法について、T S OとB S 契約者の間でケース・バイ・ケースで協議の上決定することを記載したいということでございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして皆様から御質問、御意見を頂きたいと思えます。御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせいただければと存じます。それでは、山口委員、よろしくお願いいたします。

○山口委員 山口です。御説明どうもありがとうございます。

私からは、事務局の御検討について反対とか賛成ということではなくて、教えていただきたいのですけれども、スライド13の中部エリアのブラックスタート機能の調達未達への対応ということであります。

箇条書きの2つ目で、2030年度以降で応募対象外となった場合には、費用回収できないから入札を見送ったということなのですから、このようなことになって、箇条書きの4つ目、広域機関で検討するということで、今後も類似のものがあれば同様に対応するということだったと思うのです。系統対策控除の実施で募集対象外となるというのは、もう少し詳しく御説明いただけるようでしたら、こういうことはどういうことであるのか。そして、これから類似の事案はどんどん増えていくのかということを技術的な面も入ってしまおうかと思うのですけれども、御説明いただけるとありがたいです。

もう1つは、スライド16の2030年度向けの募集要項の見直しについてということですが、箇条書きの最後、ケース・バイ・ケースで協議の上決定することを記載ということなのです。私はビジネスにあまり明るくないので、的外れかもしれないのですけれども、ケース・バイ・ケースで協議の上決定するということで、ブラックスタート機能に対する投資は安心してできるものなのか、それともこれは難しいものなのか教えていただければと思います。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員　草薙でございます。御説明ありがとうございました。

先ほどの山口委員の1つ目の論点とも関連するのですけれども、思うところを申し述べたいと思います。14ページのまとめでも一番最後に類似の事案が発生した場合には同様の対応とするということで、こういったことは増えてくるのかということが1つの論点になり得ると思っております。

今回のことに関していうと、私は事務局の報告内容に異存ございません。今回、非常に丁寧な確認作業をしていただいたと思って感謝している次第です。今後も一定のスピード感を保ちながら、確認結果をしっかりと報告していただくことが重要だと思っております。

そして、確認内容の信頼性を落とさないように、確認項目を工夫していただいたりして、時間的に余裕を持って確認していただくということも大事かと思えます。といいますのも13ページの先ほど山口委員がおっしゃった部分なのですが、2つ目と、3つ目の御説明は非常に説得力があると思いましたが、お認めすべきと思うのですけれども、例えばBS機能の設備改修が必要だからという論法が安易に拡大して、また他のエリアにも適用されていくということになっていくと、原則と例外が入れ替わっていくということになってしまわないかという懸念も生じかねない。極論ですけれども、そういう懸念も生じかねないということかもしれませんので、信頼性を維持して、まさに信頼性を高めるような確認行為をお願いできればと思います。

例えば11ページの2つ目のぼつのオーバーホールのような場合、一部電源で大規模な修繕をする必要があるということでお認めせざるを得ないということも同じようなことが言えるだろうと思います。したがって、今申しましたようなことも対応の1つとして御検討いただければと思った次第であります。

以上です。ありがとうございました。

○武田座長　ありがとうございます。それでは、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員　御説明どうもありがとうございました。

私は、山口委員が先ほどおっしゃった2点目のほうなのですけれども、16スライドの最後の辺りの点で、先ほど山口委員からも御指摘がありましたとおり、最終的に退出ペナルティが生じて、それを負担する方について問題となった場合に、ケース・バイ・ケースで協議の上と定めておくというのは、實際上協議にはなるのですが、あまりにもフリーハンドといいますか、本当にこれが起きた場合には必ずもめるのではないかと思いますので、この点に関してはこのような定め方で本当によいのか。そのようなリスクがあるとい

うことを本来であれば折り込んだ上で行動できるように、もう少し予見可能性を高める形で定めておいたほうが後の紛争にもつながりにくいのかなと思っております。

この点に関しては、先ほどの中部エリアのブラックスタート機能調達未達という話もありましたけれども、やはりブラックスタート機能を持った電源を保持しておくということに関しての経済合理性というところの判断にも関わってくるのかと思いますので、できればどういう指標ですとか事情に基づいて、どのような方針でこの点を協議するのかというところ、全ての場合を示し尽くすことは難しいですが、その要素を例示するなどして、もう少し具体的にしておいたほうがよいのかなと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。ほかに発言の御希望ございませんでしょうか。

それでは、御質問等ありましたので、事務局からコメント、御回答いただければと思います。

○黒田NW事業監視課長 御質問、コメントいただきまして、ありがとうございます。

まず、山口委員から御質問いただいた13ページの中部での事案がなぜ生じていて、今後増えていくのかといった御質問だったかと思います。ブラックスタート機能を供出する発電事業者からしますと、やはりBS機能が必要な系統が今後恐らく維持されるであろうということであるにせよ、毎年公募であるという状況であるということから、確実性が完全に担保されない限りは回収が難しいということをおっしゃっているのかなという理解をしております。

こういった案件が今後どれぐらい出てくるかというのは、予測するのは難しいところではあるのですが、ただここは草薙委員からもおっしゃっていただいたように、こういった理由で随意契約を認めるということになりますと、まさにうちもということでいろいろなエリアから同じように申請が出てくる可能性があります。そうするとまさに原則と例外が逆転してしまうおそれもあるということでございますので、ここで示させていただいた案のとおり、広域機関で有効性、必要性の検証を行っていただいて、それを踏まえて議論していきたいということでございますので、草薙委員からもあったように、その後の対応の必要性も含めということもありますので、きちんとプロセスをスケジューリングして進めていきたいということで考えているということでございます。

それから、山口委員の2点目の質問及び松田委員も同趣旨で頂いたと思いますけれども、16ページの2点目のBS機能に必要な電力、電力量に変更が生じた場合の対応ということ

でございますが、こちらについては実際このような退出が起こった場合、こういった可能性があるということでございます。

実際どのような事象でこうした事象があるかというところを事前に完全に予見して整理するというのが難しいので、このような記載を入れるということで考えているということでございます。現状こうした懸念があることでブラックスタート機能の維持が困難になっているという話を個別に聞いているわけではないのですけれども、可能性への対応としてこのような記載を入れてはどうかということと理解しております。

実際このような事象が生じたときに問題があったということであれば、それについては実際の事例を基に必要な対応を含めて検討していくということではないかと思っておりますが、まずはこのような記載を入れるという方向で見直してはどうかということで報告を受けているということでございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 ありがとうございます。本件につきましては報告事項となりますので、以上とさせていただきますけれども、貴重な御意見を頂きましたことにお礼を申し上げます。

それでは、議題の3つ目に移りたいと思います。議題の3つ目は発電側課金のアンケート等の実施についてとなっております。こちらについても黒田課長より資料5に基づいて御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料5を御覧いただければと思います。発電側課金のアンケート等についてということでございます。

2ページでございますけれども、2024年4月から発電側課金が導入されておまして、発電事業者から発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁されていくことが想定されている制度でございます。

一方で、既存の相對契約の見直しが適切に行われない場合には、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになってしまうため、相對契約における発電側課金の転嫁に関する指針、ガイドラインの趣旨に沿った契約交渉等が行われているかを把握する観点から、アンケート、ヒアリングを当面の間は年1回実施することと整理されているということでございます。昨年度はまさに第1回目だったわけですが、調査の実施方法について専門会合で御確認いただいた上で、12月の会合でその結果及び確認された課題への対応状況等について御報告を行ったということでございます。

今回は昨年度の調査結果を踏まえまして、今年度の調査の進め方について御確認いただ

きたいということでございます。

まず4ページ、調査の対象からでございますけれども、こちらについては第1回と同様に、太陽光・風力発電事業者、大規模・小規模な小売・発電事業者及び自家発電事業者を含めて実施していきたいと考えてございます。

次に5ページの調査項目でございます。推移を見る観点からも基本的には前回の内容を踏襲したいと考えておりますけれども、前回調査時に明らかになった課題等を踏まえて以下の対応を行っていききたいということございまして、まず1つ目でございますが、一部の発電事業者において、前回制度の理解不足によって発電側課金の未払いが発生していたといった事案を踏まえまして、周知文の発出ですとか電力・ガス取引監視等委員会のホームページでの説明資料の掲載等を行ったということございしますので、それを踏まえまして、今回の調査項目に情報発信サイトの情報等の活用状況に関する調査項目を追加していきたいと考えております。

それから2点目として、発電側課金に関しまして、一般送配電事業者に対する手続の改善要望が寄せられていたこともございましたので、同様の改善要望について引き続きその他の調査項目で把握して、ヒアリング等した上で、一般送配電事業者の進捗状況の確認を継続していきたいと考えてございます。

それから3点目でございますけれども、発電事業者及び小売事業者の間で、発電側課金の転嫁が透明性を持って実施されているかを確認する観点から、今回の調査項目に、発電側課金の転嫁額の内訳の明示の有無に関する調査項目を追加したいと。関連して、発電事業者に対してはkW課金とkWh課金の負担割合についての調査項目も追加したいと考えてございます。

以上を踏まえて6ページがアンケートの調査項目の具体例ということで、太字が前回アンケートからの変更点ということで、先ほど御説明したような内容も盛り込んだ形で実施していきたいと考えているところでございます。

7ページ以降は、前回の昨年12月に専門会合で報告した内容から抜粋しておりますけれども、こういった点を踏まえて今回見直しをしているということで、7ページについては一部の発電事業者で未払いが発生していたということを踏まえて、関係団体に説明会でしたり周知文の展開を実施したという内容でございます。

それから8ページについては、情報周知の改善ということで、電取委のホームページでこのような情報を追加して、提供しているということの御紹介でございます。

それから9ページ、10ページは、一般送配電事業者に対する手続の改善要望の状況ということで、寄せられた意見を踏まえて一般送配電事業者を確認させていただいて、どのような対応があり得るかというところを御報告していたということでございますので、また今年度も同様の対応をしてまいりたいと考えてございます。

最後、11ページでスケジュールでございますけれども、以下のスケジュールを念頭ということで、9月にアンケートを送付し、10月に回収、それからヒアリング等を行わせていただいて、12月を目途に御報告させていただくというスケジュールで実施していきたいと考えているということでございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、事務局からの説明につきまして御質問、御意見があればお知らせいただければと思います。草薙委員、よろしく願いいたします。

○草薙委員 草薙です。御説明ありがとうございました。今回実施される発電側課金のアンケート等につきまして、丁寧な御説明に感謝します。事務局の考え方に異存ございません。

この際2点申し上げたいと思います。まず1点目ですが、資料6ページの一番下の太字の1行のところで、2024年度におけるkW課金とkWh課金の負担割合はどのようであったかという質問を設けてくださるということでございますけれども、もともと発電側課金の費用配分は、kW対kWhで1対1程度とするとの前提があったと記憶しております。その配分状況についての確認をしていただくということは有意義なことではないかと思ひまして、このアンケートですときちんとkWとkWhで課金の比率を確認する形になっておりますので、これまでのアンケートよりも深いことが分かると思います。ぜひこの方法を取っていただければと思ひました。これが1点目です。

それから2点目ですけれども、11ページです。もともと発電側課金の仕組みを導入した理由の1つとしまして、割引制度による電源の立地誘導があったと思ひます。このこと自体は現実の調査対象者とあまりマッチしないことでありましようし、あくまでも将来のこととして考えていただくところかと思ひますけれども、もし12月のアンケートに基づいて行われるヒアリング等で何か有益なコメントがあれば、拾う形で進めていただくことは有益ではないかと思ひます。

資料の11ページのスケジュール想定の12月のところで、回答内容等についての個別ヒアリングとありますが、そこにそういった趣旨を読んでいただくということもできるのでは

ないかと思いました。今後は、発電側課金の割引制度による立地誘導で、まさに電源立地が誘導されていくという例も出てくると思われますので、割引制度による立地誘導についての確認を始めてくださることも意義あるものになってくるのではないかと考えております。

以上の2点です。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。御意見等ございませんでしょうか。

それでは、草薙先生からアンケートについてお褒めいただいたということだと思いますけれども、事務局からコメントがありましたらよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 草薙委員、ありがとうございます。

1点目のkW、kWhの負担割合は、このような形でアンケートさせていただきまして、また結果を御報告させていただければと思っております。

また2点目ですけれども、本件の趣旨は一義的には発電側課金の転嫁が適切に行われているかというところを確認するというのが趣旨でございますが、それに付随して本件の発電側課金の効果だったり制度に関しての状況について意見があれば、広く聞いて、有意義な点についてはまた本会合に御報告して、御議論いただくということで進めていければと思っておりますので、御指摘も踏まえて進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局の方針に御了解いただいたとさせていただきます。どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議事は以上でありますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田上総務課長 ありがとうございます。閉会の前に皆様に御案内がございます。今回の会合をもちまして安藤専門委員と山内専門委員が専門委員を御退任されることとなりました。本日御出席の安藤専門委員におかれましては、本会合の前身となる制度設計専門会合の初回から10年にわたり御尽力いただきました。ありがとうございました。

それでは、安藤専門委員から一言御挨拶を頂ければと思います。

○安藤委員 日本大学経済学部の方、安藤でございます。

この会合は、今御案内いただきましたように、以前の制度設計専門会合時代の2015年10

月9日から参加させていただきました。この会合の役割について御説明いただき、協力するようにと伝えられたときには、制度設計という重要な仕事ではあるものの、長くても数年でめどがつくといった御説明であったように覚えておりますが、実際には課題も多く、また現時点でもまだまだ検討する事項が多く残されているようにも感じております。

私も今後、電力・ガス関係では資源エネルギー庁のタスクフォースの仕事、また調達価格等算定委員会での仕事等がございますので、皆様の今後の議論から学びつつ、適切に役割を果たしていければと思っています。ありがとうございました。

○田上総務課長 ありがとうございました。引き続き経産省関係よろしくお願いします。

○武田座長 私からも一言お礼を申し上げたいと思います。安藤先生には要所要所で適切な御指摘、御指導いただき、本当に感謝いたしております。本会合を離れられましても、本会合、また監視等委員会の活動に引き続き御支援、御指導いただければと思っております。本当にありがとうございました。

○田上総務課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第12回制度設計・監視専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——